## 7 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ってきたところであり、昨年8月には、発達障害者支援の現状の課題を整理するとともに、今後の対応の方向性についての検討を行い、報告書のとりまとめを行ったところである。今後、この報告書を踏まえて、下記(1)(2)の事業を中心に取組を行っていくこととしている。

## (1) 発達障害者支援体制整備事業

本事業は、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を構築するものである。

来年度からは、市町村における個別支援計画の作成等の実施状況調査及び評価を行い、支援体制が進んでいない市町村に対しては、発達障害者支援センター等と連携し、適切な助言等を行うサポート体制の構築を図ることとしているため、市町村の意識付けの強化及び都道府県内の個別支援計画の作成を含む支援体制の充実に向けて、すべての都道府県・指定都市において実施されたい。

## (2) 発達障害者支援開発事業

本事業は、発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・評価して有効な支援手法を開発し、開発した手法を全国に普及させることを目的としている。

来年度においても、引き続き先駆的な手法の開発に努めるとともに、実施に あたっては、事業成果の検証が必要となるため、研究に係る関係機関等との連 携を十分図った上で進めていただきたい。

## (3)「世界自閉症啓発デー」への対応

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)は平成19年12月に国連が制定した日であることから、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係機関や関係団体等と協力のもと、発達障害に関する普及啓発の推進に取り組んでいただきたい。(厚生労働省では、ホームページ等での普及啓発や、関係団体等との共催によるシンポジウムを開催予定。)

上記のほか、障害者自立支援法における障害者の定義及び個々のサービスの適用の関係については、身体障害者を除けば、手帳所持はサービス提供の要件とされておらず、発達障害者に関しても、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無によるものではなく、法が定義している知的障害者・精神障害者(その他の精神疾患)として、サービスの対象となり得るので、各都道府県等におかれては、発達障害者へのサービスの適用について、再度、管下市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。